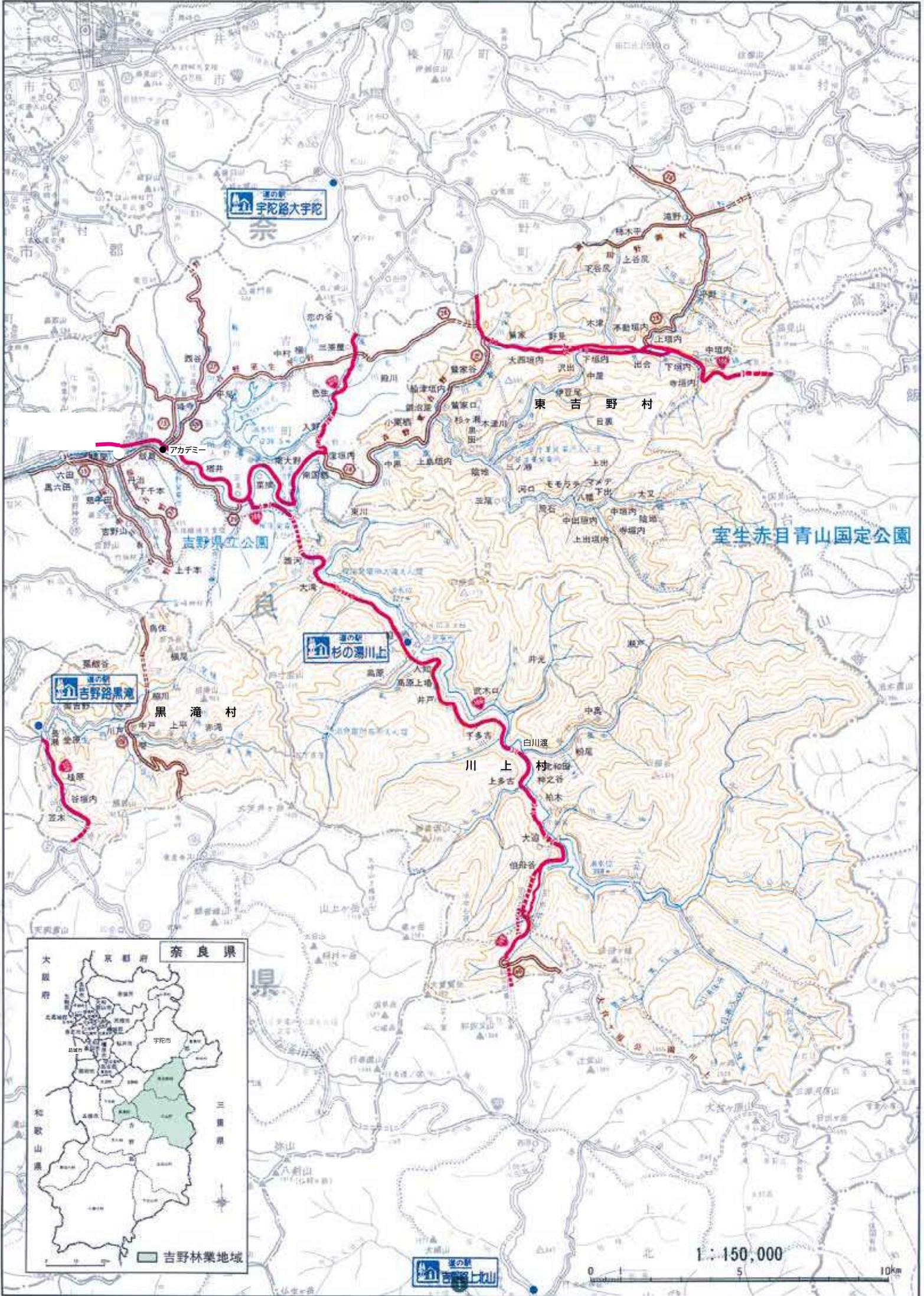


吉野林業

川上村
スギ250年生

NARAKEN YOSHINO FORESTRY



道の駅
宇陀路大宇陀

東吉野村

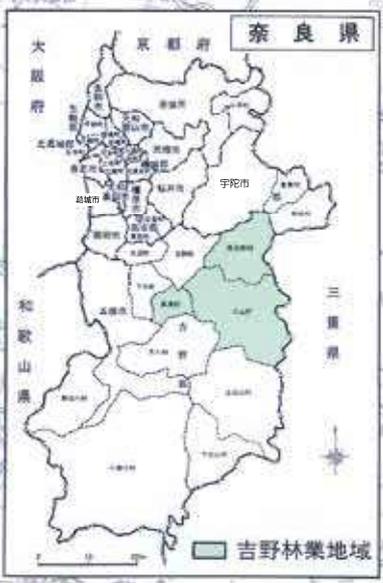
室生赤目青山国定公園

道の駅
杉の湯川上

川上村

黒滝村

道の駅
吉野路黒滝



道の駅
吉野川上

1 : 150,000

10km

吉野林業地域



代表的な吉野林業地の林相(川上村)

吉野林業といわれる地域は、広義と狭義の二つの定義がある。広義には吉野郡全体を指している。吉野郡は、面積では奈良県の60%を占めており、北部は吉野川、南西部は十津川、南東部は北山川と3流域から構成されている。いずれも林業の盛んな地域であるが、狭義には、吉野川を木材の搬送に利用してきた地域で、吉野川上流域にある川上村、東吉野村、黒滝村の3村で構成されている地域をいう。



「歴史の証人」
川上村下多古
スギ約400年生

自然的条件

吉野林業地域はほぼ県中央東寄りの吉野川上流地域で、県土の約12%を占めている。地域の東は高見山・国見山などの山嶺が連なり、大台ヶ原を主峰とする台高山脈、南は標高1,780mの大普賢岳を頂点とし、峻峰が列をなしてそびえる大峰山脈に囲まれて、比較的台風の被害も少ない。また、吉野川上流はV字渓谷が発達し、河岸には平地を殆ど形成していないが、中腹以上には随所に緩傾斜が開け、村落は山腹の斜面、あるいは流域に沿って点在し、耕地は極めて少ない。

地質は、主として秩父古生層の水成岩（砂岩・粘板岩・凝灰岩・角岩及び石灰岩等を母岩）の風化した埴質壤土で燐酸加里・珪酸塩類に富み、土壌は保水と透水性が極めて良好である。年間雨量は2,000mm以上、年平均気温14℃、冬の積雪30cm以下という林木の生育に最適の条件を備えている。

吉野林業の沿革

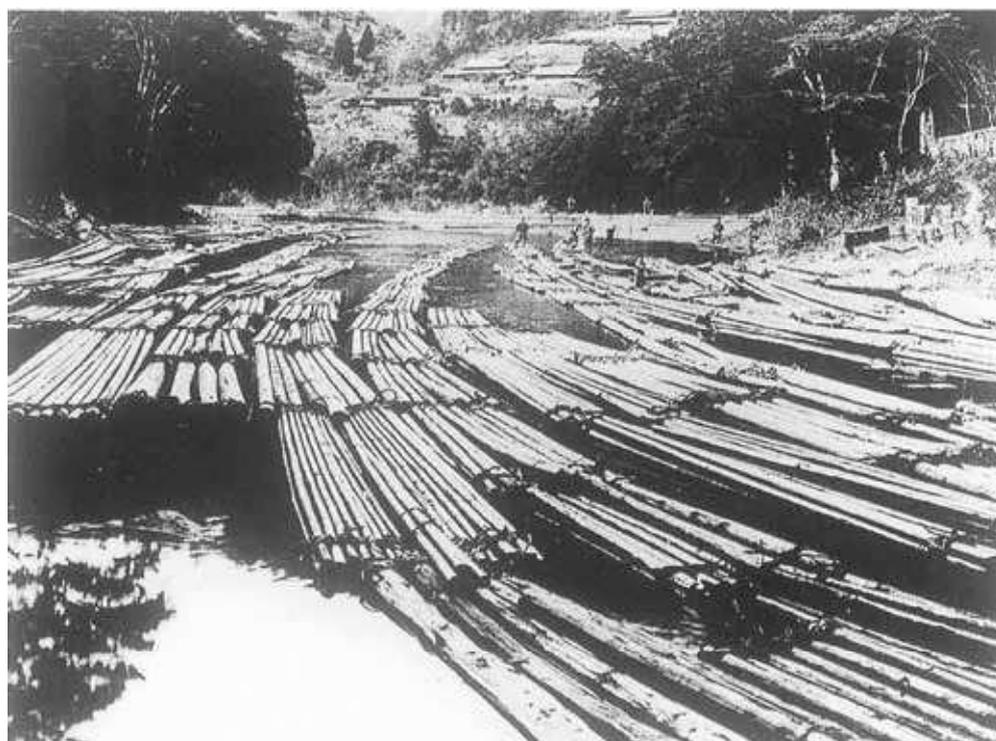
吉野地方では、足利末期（1500年頃）に造林が川上村で行われた記録がある。一般に吉野の材が多量に搬出されるようになったのは、天正年間、秀吉が当地を領有し、大阪城や伏見城を始め、畿内の城郭建築その他社の普請用材の需要が増加し始めた頃からである。その後、当地方は徳川幕府の直領となったが、住民の主たる生業は木材の伐出流送によって維持されてきた。

木材需要の増加に伴う生産供給の増加は、山地の森林資源を漸次減少せしめ、そこに造林の必要性を生じさせた。山地で耕地に乏しいことから、森林資源を維持培養し、木材の販売で生活するほかなかった。しかし、その伐出生産の過程でも利益を得ることが少なく、一方村に課せられる貢租は高く、一般村民には資本を蓄積する余裕はなかった。村としては租税の支払いに窮し、郷内の有力者に林地を売却、或いは造林能力のある者にこれを貸し付ける制度を設け、造林を促進させた。しかし、山村の住民にはこの造林地を維持する資力に欠けていた。そのため元禄年間（1700年）を前後する頃、下市・上市及び大和平野方面の商業資本の消費貸付を通じて借地林が発生していった。木材の販路の拡張、とくに寛文年間（1670年）から始まる銭丸太^{*1}の製造、享保年間（1720年）から始まる山地での樽丸^{*2}製造などの木材利用技術の発達による販路拡大に伴い、漸次造林の方法が集約化し、又木材業者の組合による筏流送^{いかだ}の改良等の資材投入により、搬出費が節約されるにつれ、造林可能区域が拡大していった。



（資料提供：川上村林業資料館より）

木馬だし



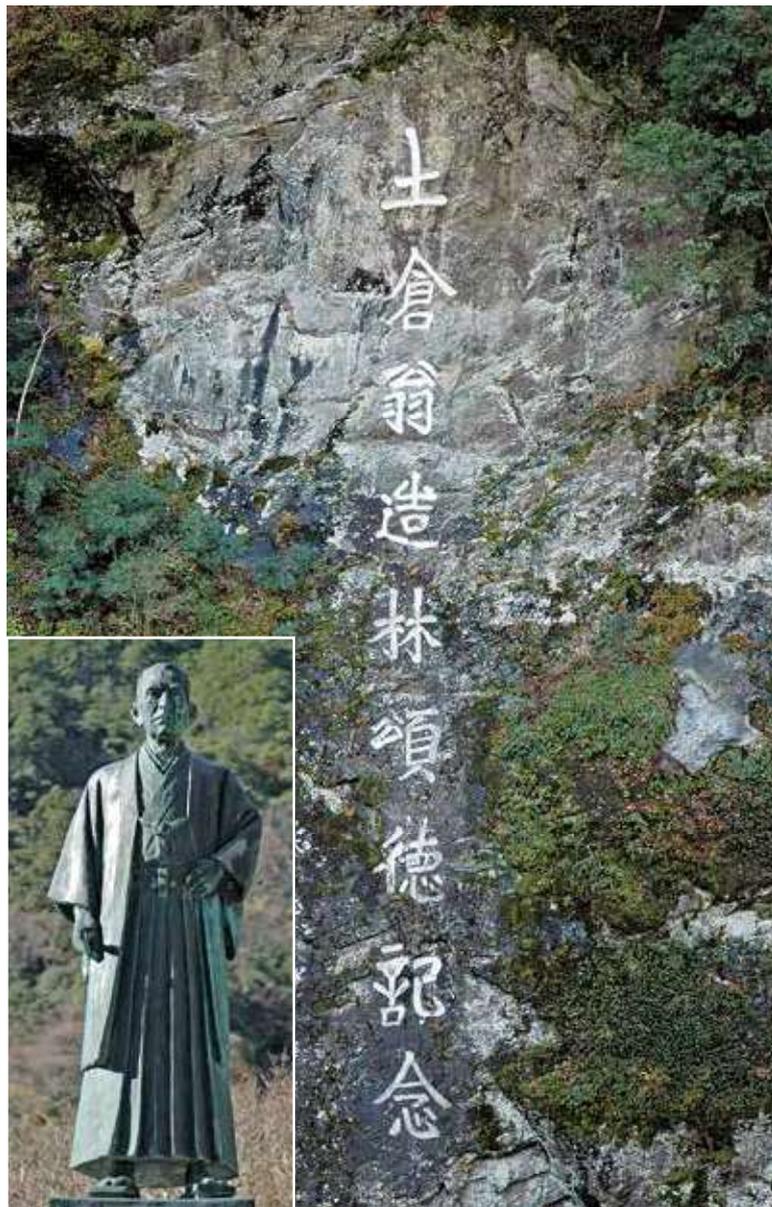
- ※1 銭丸太
吉野地方で植林後、5～7年くらいで間伐される径13cm、長さ1～3m程度の小丸太のことで格子や茶室の垂木に使われる。
- ※2 樽丸
酒樽などの樽をつくる材料。

小川村蟻通橋下流堰浮筏
（明治～大正）

（資料提供：吉野林材振興協議会より）

全国で大乱伐が行われた維新前後にも、この地方はその風潮にのらず、高齢林は維持された。明治10年前後（1877年）の材価の高騰した時代に、高齢林はやや減少したものの、再造林も確実に行われ、更に天然の雑木林が林種転換され、スギ・ヒノキの人工林が拡大した。基本的には長伐期施業が行われているが、明治終期頃から磨丸太生産が一部で行われ始めた。時代の変遷により、1940年頃に樽丸から柱角の短伐期になり、1970年代の吉野材ブランドの材価高騰時代、1980年代のヒノキ・スギ集成材単板の時代と大別される。太平洋戦争の強制伐採と戦中・戦後の人手不足は、一部に未植栽地を生じたが、数年をたたずに復旧され、集約的な施業が維持されている。

この集約的な施業を記したものに「吉野林業全書」がある。今日でも絶賛されるこの書を現在に残された土倉庄三郎という人は、吉野林業の中興の祖と言っても差し障りはないであろう。吉野式造林法を全国各地（群馬県伊香保・兵庫県但馬地方・滋賀県西浅井町・台湾など）にその技術を広めると共に、自らも植林事業を進め、筏師の生命の危険減少・筏流送の能率向上の為、吉野川の改修を行った。また、道路の開設・改修（現在の国道169号線他多数）を行うと共に、私費により小学校（川上村大滝・西河）を開校し、村内の子供の教育を進めた。明治初期、自由民権運動に資金を援助し、政治家にも多額の献金を納め、社会的にも有名な人であった。吉野山の桜にも出金し、桜を助ける。1900年当時の首相（山縣有明）から還暦祝として樹喜王の称号を贈られた。1916年7月19日78歳で亡くなった。5年後の1921年10月、氏の功績を記念し、川上村大滝の鎧掛岩に一文字の大きさが2m四方、刻字の深さ36cm、高さ26mの「土倉翁造林頌徳記念」の文字が刻まれている。



山仕事の道具



（資料提供:川上村林業資料館より）



（資料提供:川上村林業資料館より）

吉野林業の特徴

吉野林業の特徴は、極端な密植と弱度の間伐を数多く繰り返す、高伐期とする施業である。主として酒樽・樽丸の生産を目的としている。年輪幅が狭く（1cmに8年輪以上）、均一を尊重したためと言われている。

これは、用材としても、完満通直、無節で、優れた技術（山守制度、山村民の木を作る技術）と自然環境の結果である。木質の良さと渋抜き（葉枯らし）による目色（淡紅色）の良さ、即ち、吉野杉の心材独特の持ち味によって、吉野材として市場で珍重されている。また、その発達過程における借地林業制度、これにより基礎づけられた村外森林所有者による経営、これにともなう山守制度（管理制度）なども大きな特徴の一つである。

借地林制度

元禄年間頃始まったと言われ、木材生産の利益が低く、衣・食の維持も困難になり、村外の商業資本・農業資本に依存するしかなかった。自らを守るため、土地の所有権と使用収益権を分離する方法、即ち借地林業制度が生まれた。

借地契約方法（地上権設定）には、立木一代限り・定期・年限一代限りがある。しかし、現在（令和7（2025）年時点、以下同じ）は一部を残すのみである。



吉野杉の酒樽

（資料提供:川上村林業資料館より）

山守制度

借地林業制度の発達と村外所有者の山林所有の移行に伴い、山守制度という管理組織ができた。

元来、地区外の者に売却した人が山守になる場合もあり、部落共有林の売却には、部落の有力者になる場合もある。

山守制度とは、一種の管理制度であり、一般に村外所有者が、山林所在の地域住民の中から信用のある者を選んで山守として、保護管理を委託した。

山守は、所有者に代わって人夫を集め、これを指揮管理して撫育を進める。立木一代間の管理報酬として日給・月給等でなく、立木皆伐時、3~5%が山守料として支払われる。また、慣例として立木は優先的に購入でき、木材流通にも従事する。

山守の職務は、山林の保護管理から植栽手入れ、間伐等の労務及び資材の調達・労務者の指揮管理まで及

ぶ。また、山林所有者の伐採決定にも林業経営・林業技術の実際を担当している山守の発言は大きい。

借地林制度が崩壊しているのに対し、山守制度は、森林を経営していく上で山林所有者、山守双方ともメリットがあり、実質かつ有効に機能していた。

しかし現在は、材価低迷などに起因して、世襲制である従来の山守が減少しており、大きな課題となっている。



山の書付(山林所有者の表示)

経営規模

森林の所有規模状況は、川上村における村外所有者の面積割合が圧倒的に大きいことがあげられる。他の2村においても、村外森林所有者の占める面積割合は大きい。川上村では、人員割合2%で面積割合74%と顕著に現れている。3村平均の村外大規模所有者は77%越えている。しかし、注目すべき事は、所有山林の大小に拘わらず、ほぼ同じ施業方法がとられていたことである。

その理由として、集約的な施業が大規模森林所有者の個々の林地までゆきわたっており、管理制度がほぼ同じで、専業労働者が定住していたことなどがあげられる。しかし、現在ではその条件は成立しておらず、新たな管理制度を模索しているところである。

育林技術（大径材）

密植・枝打ちの励行という集約的な施業の結果、いわゆる吉野材としての名声を馳せており、無節・完満・通直・本末同大・年輪幅が緻密で均一という良材であって、銘木・高級優良建築用材という特殊な材を産出している。

元来樽丸林業から発生してきたが、樽丸生産が殆ど行われなくなっても、ほぼその根本に変わりない。そのことは、吉野林業の林分構成が、平成初期での需要構造にも充分対応できたことに特徴があるといわなければならない。しかし、それ以降の林業界をとりまく社会情勢の変化に伴い、大きな変化が認められる。



ヒノキ200年生 川上村

■樹種及び品種

いわゆる吉野スギの品種は明らかでなく、現在造林されているのは、もともと自生のスギ・春日スギ・屋久スギなどの優良種を導入し、改良したものが起源といわれている。自村の優良木から採取した種子を川上村森林組合が委託養苗することで一般に優良種苗の確保を行っている。

■植栽

植栽本数は、平成中期以降では7,000～8,000本/ha程度で、奥山はやや少ない。現在においては新植地はほぼない。かつては適確な地味判定が行われたのちスギ・ヒノキの混植法がとられた。地味の状態によりスギ80%ヒノキ20%からスギ20%ヒノキ80%の間で単純一斉林の成立を避けた。

しかし、近年は同一樹種植栽が増加し、ヒノキ林が70%程度となっている。山行き苗は、スギ2年生・ヒノキ3年生が主で、地持は地力減退を考慮して火入れをしないところが多くなってきている。

■保育

下刈は、植栽後3年までは年2回刈、4～6年の間は年1回刈で行われてきた。下刈時期は、2回刈は6月下旬と8月中旬、1回刈は8月下旬である。谷から等高線沿いに1人2m幅で刈り進み、峰へと登っていく。刈株を低く特に苗木の根本は細いつる草まで丹念に刈り取られる。つる刈りは6～8年目に行われる。9～13年目に吉野独特の「ヒモ打ち修理」と称する生の下枝の切落とすと、劣悪木の伐倒が行われる。ヒモ打ちは10月～3月までの間に行われ、打上げ高さは約1.5mで林分密度の調整とともに、林内作業を容易にする目的で行われる。本格的な除伐は、14～17年目に被圧木・形質不良木及びスギは花や球果の着生しているものを対象として行い、本数で25～30%程度である。



スギ80年生 川上村

間伐はスギ16～20年目から始め、40年頃までは3～5年に1回、さらに70年頃までには7～10年目に1回、以後10～20年に1回の割合で行う。このうち30年前後位までに行う間伐は、保育を目的として行われ、40年以後に行われるものは利用を主目的とする。ヒノキは20～25年目と30～35年目にそれぞれ20～25%程度に行い、以後は成長に応じて行う。平成中期以降は、小径材・間伐材の売行き不振によって除間伐の遅れ（施業放置林）が見られるようになり、この対策が緊急な課題となっている。

スギ一般用材仕立林でも早期の間伐材の価値を高める目的で、枝打ちが行われるときがある。ヒノキは15～20年・20～25年・30～35年目の3回で打止めとする場合が多い。最初は2m、次回以降は4mのムカデ梯子を使い、手斧で極めて丁寧に打ち落としている。

育林技術（磨丸太）



磨丸太の乾燥

吉野における磨丸太生産は、古くは江戸時代寛文年間（1661～1672年）に始まったと言われ、京都より職人を招いて洗い丸太を生産したのが始まりである。京都北山に次いで古くから行われている。

吉野地方独特の創案に基づく人工絞丸太は、東吉野村で大正初期に発明・生産され始め、生産量が増えるに伴い吉野地方各地で生産されるようになった。戦後の経済成長に伴って生産量は増大、昭和40年代には最盛期を迎えた。海布丸太から桁丸太まで数種類の磨丸太を生産していた。

磨丸太の生産は、大きく分けて用材林仕立の間伐材から生産する方法と、植栽後20～25年位で皆伐する京木仕立（京都北山仕立をもじった吉野地方における丸太仕立の呼称）による方法がある。極まれに、ヒノキのさび丸太も生産されていた。盛んな頃は、さび丸太が中心の市が行われていた。昭和の終わりから平成の初めにおいては、景気もよかったこともあり、一部の篤林家による天然絞丸太の生産もされていた。

伐木造材

伐採の適期は、樹液の流動が開始され剥皮しやすくなる4月中旬～5月末（春伐り）と、7月中旬～8月中旬（土用伐り）に伐られる。また、9月～11月（秋伐り）と1月～2月（寒伐り）に伐採することもある。吉野スギ特有の淡紅色に仕上げるため、伐倒後6ヶ月～12ヶ月林内に放置し「渋抜き（葉枯らし）」が行われる。自然乾燥を促進し、材色を良くするため、伐倒木は穂付きのまま、穂先を必ず木口より高くしておく。一般に、樹齢が高いものほど放置期間が長くなる。



渋抜き（葉枯らし）